

ボランティア活動保険の加入手続きに係る説明書

茅ヶ崎市災害時
保健福祉専門職
ボランティア
事前登録制度
平成30年4月1日

保険加入の流れ・支払いのご説明

茅ヶ崎市災害時保健福祉
専門職ボランティアに
ご登録いただく皆様へ



必ずこの説明書を
お読みください

ボランティア活動保険の加入手続きに関してご不明な点は、ご遠慮なく茅ヶ崎市保健所保健企画課、茅ヶ崎市役所高齢福祉介護課又は障害福祉課までお問い合わせください。

ボランティア活動保険とは

ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償します。
詳細については、「ボランティア活動保険」リーフレットをご覧ください。

- ※1 全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約の保険です。
- ※2 茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティアの活動中の事故等の補償の範囲については、ボランティア活動保険の規定の範囲内となります。
- ※3 補償期間（保険期間）は、4月1日から翌年3月31日までとなります。
途中加入の場合は、加入手続き完了日の翌日（大規模災害特例が適応された場合は、加入手続きが完了した時）から当年度3月31日までとなります。

ボランティア活動の際に、自分が負傷をしたり、過って他人を傷つけてしまった時のために、ボランティア活動保険（天災タイプA:500円）に加入をしていただくようお願いします。

ボランティア活動保険の加入手続き

茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア（専門職ボランティア）に登録すると、市内で大規模な災害が発生した場合、速やかにボランティア活動保険の加入手続きができます。

ボランティア活動保険の加入は、通常、活動開始時に、加入されるご本人により手続きが行われるものですが、専門職ボランティアの活動は、その性質上、早急に活動に入る必要のある状況があります。そのため、市内で大規模な災害が発生した場合、茅ヶ崎市社会福祉協議会が専門職ボランティアに登録された方（登録者）の保険の加入手続きをし、登録者は速やかにボランティア活動をすることができます。



ボランティア活動保険の加入手続きの流れ

専門職ボランティア

登録者

通常時

専門職ボランティアの登録手続き後、
茅ヶ崎市は茅ヶ崎市社会福祉協議会へボランティア活動保険の加入に必要な個人情報を提供

市内で大規模な災害が発生

発災後

茅ヶ崎市社会福祉協議会が、ボランティア活動保険の加入手続きを行う。

ポイント

発災後、登録者は直ぐに避難所へ行き、ボランティア活動ができます。

手続き中



専門職ボランティア

未登録者

専門職ボランティアの登録をしていないが、発災後にボランティア活動を希望される方の場合

市内で大規模な災害が発生

発災後

ボランティアの希望者は、茅ヶ崎市災害ボランティアセンター（※）に行き、登録とボランティア活動保険の加入手続きを行う。

活動する場を紹介され、ボランティア活動をする。

※市と茅ヶ崎市社会福祉協議会が設置運営

保険料の支払

発災後に登録者がボランティア活動を行った場合、登録者は活動を開始した日の翌月5日までに、茅ヶ崎市社会福祉協議会に保険料（天災タイプ A:500 円）の支払いをしていただくようお願いいたします。

- ※1 ボランティア活動保険は、加入手続きをした翌月5日までに保険料を支払えば、保険契約が成立します。
- ※2 登録者でボランティア活動を行っていない方は、保険料の支払いはありません。

お問い合わせ先

職種	住所	担当	電話
保健衛生職	茅ヶ崎市保健所 〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	保健企画課 保健企画担当	38-3313
福祉職	茅ヶ崎市役所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	障害福祉課 障害福祉推進担当	82-1111 内線 3212
介護職		高齢福祉介護課 生きがい創出担当	82-1111 内線 2123